

訪問診療のご案内







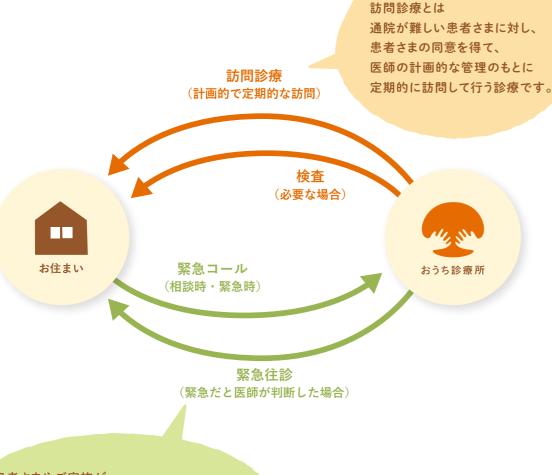
訪問診療とは?

24 時間 365 日対応 通院負担の 軽減

緊急時の 入院手配

訪問診療には、医師が定期的かつ計画的に診察に伺う「**定期診療**」と、 体の具合が悪くなった患者さまの求めに応じて訪問する「**往診**」とがあります。 当院では、通院が難しくなった患者様を対象に、定期訪問と往診を組み合わせながら、 **24 時間 365 日、ご自宅での療養生活** を支えています。

入院が必要となった場合は、地域の病院と連絡を取り合い、 入院先の手配・調整まで行いますのでご安心ください。



患者さまやご家族が

医療機関に電話等で直接診察を求め、 医師が必要性を認めた場合に可及的速やかに お住まいに赴いて行う診療です。



地域連携

ご自宅で安心して療養生活を送るためには、多くの方の支援が必要です。 地域のケアマネジャー・訪問看護師・病院などと密接に連携を図り、

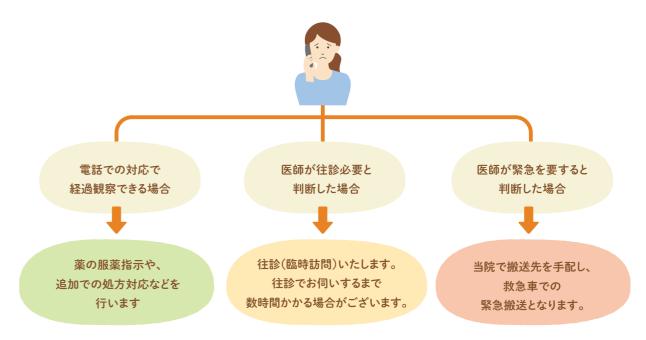
患者さんが最適なケアを受け、





緊急時の対応

発熱や痛み、転倒したなど、体調に異変が生じた際は、 24 時間 365 日つながる 当院の緊急連絡先にお電話ください。 まずは、患者さまやご家族様のお話を丁寧に伺い、以下の対応を行います。



なお、訪問看護サービスをご利用中の方は、まず訪問看護ステーションの緊急連絡先に ご連絡いただけると、当院もスムーズに対応することができます。



訪問診療の費用

医療保険の自己負担金額と、介護保険の自己負担金額を組み合わせて 訪問診療の費用は決まります。

医療保険

A 在宅時医学総合管理料 ⁴

角に1回支払う 管理料

当院の 24 時間体制にかかる基本費用です。

月2回以上診察を受けられる場合、患者様のご状態によって金額が異なります。

B 在宅患者訪問診療料 ◀

月の診察料

1回の診察ごとにかかる費用です。

一ヶ月の目安費用 ※別途、処置費用や検査費用、緊急往診費用など、ご利用状況により加算されます。

		在宅時医学総合管理料	B 在宅患者訪問診療料	A + B 合計
	月 1 回	約 2,800円/月	約 900円	約 3,700円~/月
	月 2 回	約4,500~5,400円/月	約900円×2回=1,800円	約6,300~7,200円/月
	月 1 回	約 5,600円/月	約 1,800円	約 7,400円~/月
	月 2 回	約9,000~10,800円/月	約1,800円×2回=3,600円	約12,600~14,400円/月
3割	月 1 回	約8,400円/月	約2,700円	約11,100円~/月
	月 2 回	約13,500~16,200円/月	約 2,700円×2回=5,400円	約18,900~21,600円/月

高額療養費制度:

当院の訪問診療は、外来の扱いで高額療養費制度の自己負担限度額が適用されます。 患者様それぞれ月額の自己負担限度額が異なりますので、ご不明な場合はお問い合わせください。

C 居宅療養管理指導料

訪問診療は原則、「医療保険」が適用されますが、 患者さまが要介護認定者の場合、一部において介護保険が適用されます。 介護保険が適用されるサービスを「居宅療養管理指導」といい、

継続的な医学的管理に基づき以下の内容を医師が行います。

必要な情報の提供

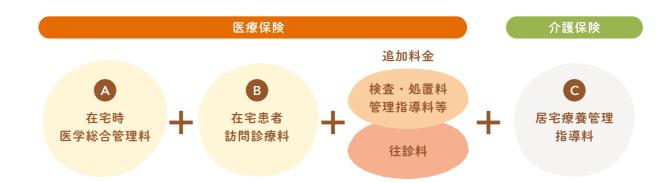
居宅介護支援事業者へ、 居宅サービス計画の 作成等に必要な情報を 提供します。

患者家族への指導助言

患者様またはご家族へ、 居宅サービス利用上の 留意事項や介護方法の 指導・助言等を行います。 療養上の指導助言

その他、療養上必要な 事項についての 指導・助言等を行います。

利用料金算出の構造





▶お支払い方法

当院の診療費は1か月単位でご請求しており、診療月の翌月15日頃を目安に、 請求書をご指定のご住所へ郵送いたします。 お支払い方法は、原則として□座振替をお願いしております。 振替日は毎月末日ですが、月末が土日祝日にあたる場合は、翌営業日が振替日となります。

なお、口座振替の登録には $1 \sim 2$ か月程度 かかります。 登録の時期によっては、複数月分の診療費をまとめて引き落とさせていただく場合が ございますので、あらかじめご了承ください。



▶ 各種費用助成制度について

当院は保険医療機関であり、訪問診療には医療保険が適用されるため、 医療費の自己負担額には上限があります。

また、各種公費助成制度(生活保護・難病・被曝・労災)による指定医療機関として 指定されているため、公費による医療費助成を受けることができます。

ご不明な点は、当院相談員または事務までお気軽にお問い合わせください。

memo			
		10.50	21 th + 22 t
		C.3.	んを生きる を みんなのものに
			2)



